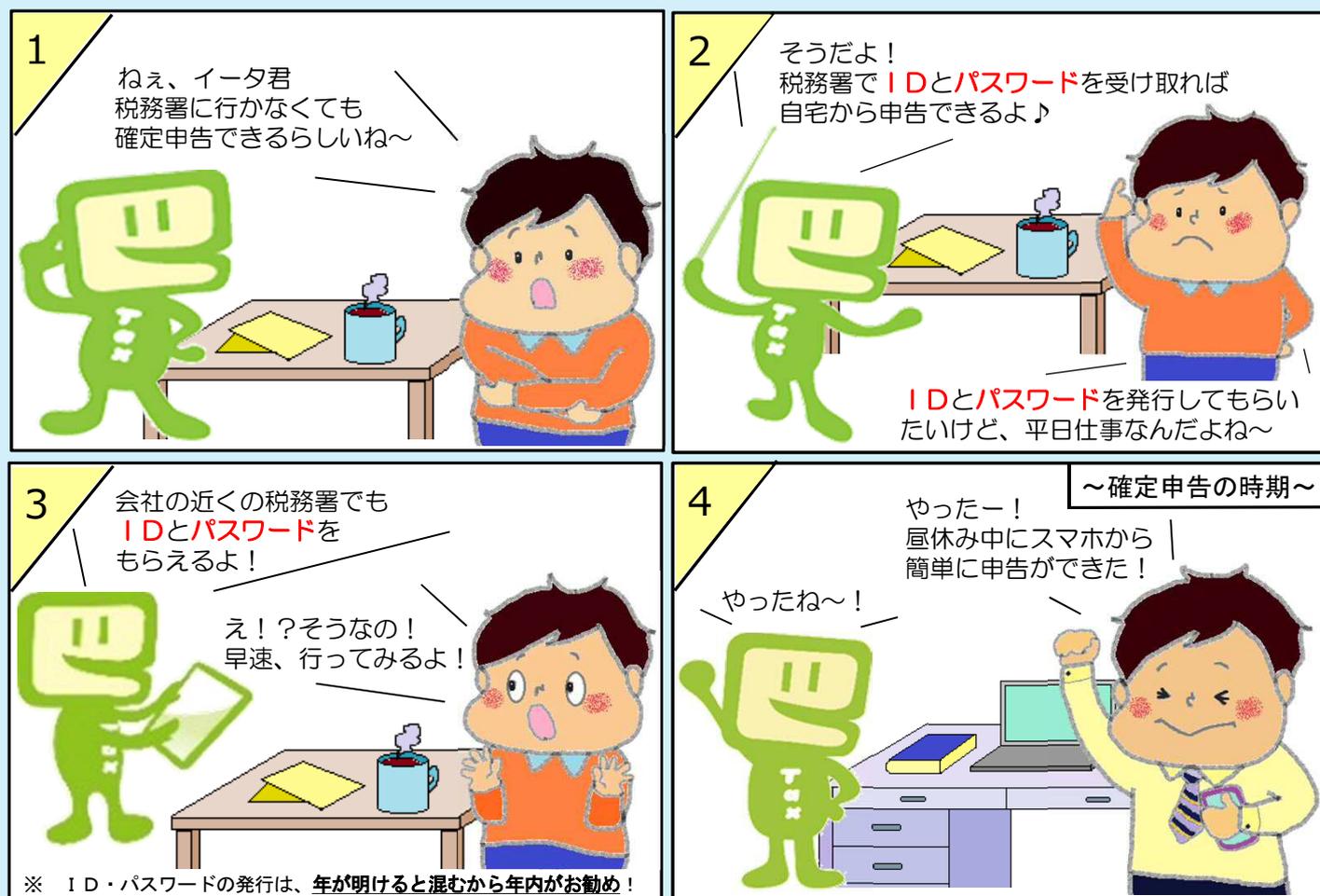


税務署で IDとパスワード を取得して

いつでもどこでも スマホで申告



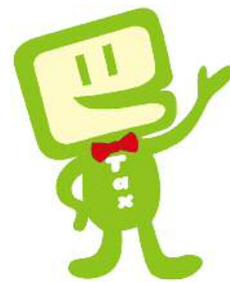
「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、IDとパスワードがあれば、e-Taxで送信（提出）できます。

平成31年（2019年）1月以降、申告書をe-Tax（国税電子申告・納税システム）で送信（提出）するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用するマイナンバーカード方式と、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）があれば利用できるID・パスワード方式があります。

なお、ID・パスワード方式は、スマートフォンでも利用できます。

ID・パスワード方式による手続きの流れについては裏面へ ➡

ID・パスワード方式 を利用するための手続き



STEP

1 ID・パスワード方式の申請

※ この申請は、平成30年（2018年）1月以降、行っています。

- ◎ **お近くの税務署**で職員と対面による本人確認の後、**IDとパスワード**を**即日発行**します！

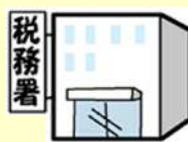
(注) 1 **勤務先のお近くの税務署でも発行できます。**

(注) 2 **確定申告期に限らず、いつでも発行が可能です。**

(税務署が開庁している日に限ります。)

(注) 3 **運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。**

(運転免許証のほか、マイナンバーカードや公的医療保険の被保険者証などがご利用できます。)



STEP

2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

※ ID・パスワード方式による申告は、平成31年（2019年）1月からとなります。

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ パソコン、スマホ、タブレット端末のいずれも利用可能！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！

(電話番号等は、国税庁ホームページをご覧ください。)

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。



STEP

3 作成コーナーからe-Taxで送信（申告書を提出）

- ◎ **STEP 1**で取得した**IDとパスワード（ID・パスワード方式）**を利用して**e-Taxで送信すれば申告完了！**

- ◎ e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要！**

(自宅で保管する必要があります。)

- ◎ 送信するデータの控えは、PDF形式で保存できます。

(注) 1 **「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。**

(注) 2 平成31年（2019年）1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Taxでの申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。

(注) 3 ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



申告書の印刷や郵送は不要です

- ・ 平成31年（2019年）1月以降も、引き続き、従来の方法でもe-Taxによる申告書の送信ができます。
- ・ 国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。